

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和元年11月6日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が令和元年8月8日に行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成24年7月1日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成29年4月3日付けで、請求人が平成26年8月から平成28年7月分の児童扶養手当を遡及受給したため、請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定処分を行った。
- 3 処分庁は、令和元年8月8日付けで、請求人の平成28年8月から令和元年7月分の保護費における児童扶養手当の収入認定額が異なることが判明したため、請求人に対し、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 請求人は、令和元年11月6日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請

求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

毎月収入申告書は不備なく提出している。

今まで児童扶養手当の金額を収入申告書に書いたことがない。

書いたことがない理由は、今までのケースワーカーすべての人が、「こっちで調べるから(わかるから)書かなくていい。」との指示。

毎年4月に児童扶養手当の金額決定書をもって行くも、「いらないよ。」とかでコピーすらとらないケースワーカーもいた。「コピーだけとっとく。」と言うケースワーカーもいた。

児童扶養手当が一部支給から全部支給に変わった時点でそれまでの差額は返還済なのに、なぜその後もずっと何年間も一部支給のままだったのか、請求人には理解できない。

当時のケースワーカーのミスは明らか。

令和元年8月8日、現在のケースワーカーの上司が、「今までのケースワーカーの職務怠慢だった。申し訳ない(請求人が「ミスをしたらまずあやまる」と言ってようやく1回だけ)」と責任を認めるも、それからは全く話を聞いてくれなかった。

他のケースワーカーも頭から請求人の申告不備だったとしか言わず。

請求人としては全く納得できない。

なぜ、役所の人間のミスを請求人がかぶらないといけないのか。

ミスをしてもらってもあやまることもまともになく。すべて上から目線で請求人が悪いと言われた。

- (2) 審理員が令和2年7月31日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 後記2処分庁の主張 (1) ア事実経過の平成29年4月3日の経過に対する反論
こんな指導されていない。ケースワーカーは自分の良いように報告書作成できる。特に処分庁は、都合の悪いことはシュレッターにかけて作成しなおすの知っている。実際された人に聞いた。

この時点で一部支給→全額支給に変更していなかった担当(他の仕事もむちゃくちゃだと当時の上司が言っていた。)の責任!!

イ 後記2処分庁の主張(1)ア事実経過の令和元年8月8日の経過に対する反論
毎年、ケースワーカーに持って行ってるが、担当によってはコピーをとる人や「こ
っちでわかるからいらないです。」と言う人がいた。収入申告書にも保護開始時から
児童手当と児童扶養手当は、「わかるから書かなくていいとのことで「金額はあけと
いて」と言われてた。

ウ 後記2処分庁の主張(1)イ処分の正当性についてに対する反論
調査不十分ではなく調査していなかった。都合の良い言い方しないでほしい。なの
であてはまらない。何年もの間確認、調査していなかったケースワーカー、上司が悪
い。本来、毎月確認すべきこと。なぜこうなったかキッチリ説明し、責任をとってほ
しい。全く適正に行われてない。だからこういうことになる。約3年間何していたの。

エ 担当者は適当な仕事しておいて退職や異動等で担当外れたら責任とらなくていい
のか。税金あつかってそれか。それとも公務員だからか。請求人に落ち度は一切な
いが、しわよせは、請求人にくるのか。請求人が何をしたのか。まともに仕事してな
かった人達が責任を負うべきじゃないのか。職員が「今までのケースワーカーの職務
怠慢だった」と認めているが(現在担当のケースワーカーも責任は今までの担当者だ
と。)

とにかく請求人は悪くないのに返還とか意味がわからないし納得できない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 令和元年8月8日付けの本件処分通知書には、「返還金・徴収金決定額 金 238,480
円」、「決定理由 平成29年2月10日に、所得更生に伴う児童扶養手当額の変更が
あり、当該手当で額が増額になったものの、平成28年8月分～令和元年7月分保護
費における児童扶養手当認定額が実際の手当額と異なっていた。実際の児童扶養手
当額を認定していれば支給する必要がなかった保護費については保護に要した費用
を返還する義務がある旨定めた生活保護法第63条に基づき、返還決定します。」との
記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年1月24日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載があ
る。

ア 事実経過

平成 24 年 7 月 1 日

請求人に対し生活保護開始。

請求人より平成 24 年 6 月 24 日付けで提出のあった収入申告書及び児童扶養手当証書に基づき、8 月分保護費より児童扶養手当にかかる収入認定を開始する。

平成 29 年 4 月 3 日

請求人から児童扶養手当の平成 26 年分及び 27 年分を遡及受給したとの報告があった事から、請求人に対し確認資料として決定通知書と記帳済み通帳を持参のうえ収入申告を行うよう指導していたが、当該資料が提出されないため、担当課から受領した資料に基づき、遡及受給した児童扶養手当について法第 63 条に基づき返還決定を行う。

平成 29 年 4 月 7 日

平成 29 年 4 月 3 日付け法第 63 条返還決定に基づく返還決定処分を実施。

令和元年 8 月 8 日

請求人から令和元年 7 月 4 日に提出された児童扶養手当月額の改定通知に記載された月額から、一部支給の額で認定されている児童扶養手当について、平成 29 年 2 月 10 日に所得更生に伴う児童扶養手当額の変更により平成 28 年 8 月分から令和元年 7 月分保護費において全部支給として認定すべきであったことが判明した。

これにより、処分庁が誤って認定していた当該期間の認定額 1,437,760 円と本来認定すべきであった額 1,676,480 円との差額 238,720 円から平成 29 年 4 月 3 日付け法第 63 条返還決定処分に係る返還額の算定誤りより生じた差額 240 円を控除した 238,480 円について、本件処分を行った。

イ. 処分の正当性について

法第 4 条第 1 項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されており、法第 63 条では、「被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返納しなければならない。」と定められている。また、法第 63 条中の「等」については、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等である。(改訂増補生活保護法の解釈と運用(小山進次郎著) 649 頁、650 頁)」とされており、同条が、保護の実施機関が誤って高額の決定をした場合に過払いとなった保護費の返還を求める趣旨も

含んでいるものと解されている。

児童扶養手当の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-ア-(ア)で「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

本件処分については、令和元年8月8日に平成28年8月分から令和元年7月の児童扶養手当にかかる収入認定に誤りがあった事を確認したため、当該期間の認定額1,437,760円と本来認定すべきであった額1,676,480円との差額238,720円から平成29年4月3日付け法第63条返還決定処分に係る返還額の算定誤りより生じた差額240円を控除した238,480円について、上記の趣旨を踏まえ法第63条に基づき本件処分を行ったものである。

以上のとおり、本件処分は法に基づき適正に行われたものであり、違法や不当な点はないことから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成24年3月21日付けの児童扶養手当証書には、「有効期限 平成24年7月31日」、「手当月額 平成24年4月から38,170円（一部支給）」、「支給対象児童数 2人」、「支給開始年月 平成24年4月」との記載がある。

イ 平成29年4月3日付けのケース記録票には、「【児童扶養手当遡及支給に伴う返還決定について】 以前に請求人より児童扶養手当のH26・27年度分を遡及支給したとの報告があり、決定通知書と記帳済み通帳を持参し、収入申告を行うよう指導していたが、未だに申告なし。本日、担当課に確認すると、H29. 2. 10に177,920円を支給したとのことで、資料を受理する。申告がない状態で処理を行うことは避けるべきであるが、請求人は精神疾患があり、これ以上申告を待っていても申告を行うことは期待できないため、担当課から受理した資料を挙証資料として、処理を行うこととする。請求人には電話で先に処理を行う旨伝え、再度、申告するよう伝えておく。H29. 2. 10に遡及（H26. 8～H28. 7月分）支給した児童扶養手当177,920円について、法63条返還決定を行う。」との記載がある。

ウ 処分庁が令和元年7月4日に受理した収入申告書には、「2 年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金等の収入」を記載する欄に「有」、「児童手当、児童扶養手当」との記載があり、当該受給額については記載がない。

エ 処分庁が令和元年7月4日に受理した「児童扶養手当月額の改定について」には、

「手当月額(旧) 52,540円(児童2人)(平成31年03月分まで)」、「手当月額(新) 53,050円(児童2人)(平成31年04月分から)」との記載がある。

オ 令和元年7月30日に開催したケース診断会議の議事録には、「診断結果、実施要領上の根拠など」を記載する欄に、「請求人に対し、経緯説明を行ったうえで、法63条による返還を求める事とする。又、収入申告について、挙証資料提示のうえ、今後はすべて正しく申告するよう指導する。」との記載がある。

カ 令和元年8月8日付けのケース記録票には、「平成29年2月10日に、所得更正に伴う児童扶養手当額の変更があり、当該手当が増額(全部支給)になった。本来であれば平成28年8月分～令和元年7月分保護費における児童扶養手当の収入認定額が一部支給の金額(平成28年8月分～:44,870円・平成29年4月～44,820円)にて認定していたことが判明。法第63条に基づき、238,720円(控除240円)の返還を決定する。(※なお、控除240円は平成29年4月に行った児童扶養手当遡及受給にかかる法第63条返還分の対象期間平成28年4月～7月(4か月間)実際の児童扶養手当39,810円に対し、当該期間の収入認定額が39,870円と相違している事から、返還額うち差額の60円×4か月240円について、今回の返還額から控除する。)返還請求額は238,480円」との記載がある。

キ 令和元年8月8日に起案した「要返還額の認定について」には、「資力発生年月日 H28.12月」、「受領額A 238,720円」、「控除額等B 240円」、「収入認定額C(A-B) 238,480円」、「返還請求額G(E-F) 238,480円」との記載がある

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、「保護の補足性」について規定しており、第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保

護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の設定をした場合等であると解されている。

- (4) 次官通知第8の3の(2)のアの(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」と定めている。

2 本件処分について

(1) 収入認定について

まず、本件処分の収入認定についてみると、前記1(4)のとおり、児童扶養手当については、その実際の受給額を認定することとされているため、請求人が平成28年8月から令和元年7月までの間受給した児童扶養手当と保護費における児童扶養手当の収入認定額との差額について、請求人世帯の収入として認定すべきであるとされた処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

次に、処分庁が平成29年4月3日付けで行った法第63条費用返還決定処分について、収入認定すべき額に240円の相違があったことが判明したとして、請求人が受給した児童扶養手当と保護費における児童扶養手当の収入認定額との差額から240円控除した額を本件処分において収入認定したことが認められる。

しかし、上記のとおり児童扶養手当については、その実際の受給額を認定すべきであり、別の処分で生じた差額を収入から控除する取扱いは生活保護制度になく、本件処分の事務処理に誤りがあると言わざるを得ない。

(2) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた被

保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第 63 条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成 26 年 3 月 11 日判決及び東京地方裁判所平成 29 年 2 月 1 日判決参照）。

(3) 本件処分について

処分庁は、前記(1)で判断した収入認定額について、その全額を返還対象として本件処分を行ったものと認められる。

しかしながら、前記(1)(5)及び前記(2)のとおり、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から一定の範囲の額の控除が認められるところ、処分庁が本件処分を行うまでの間に、同規定の観点から請求人の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件処分により費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によっても求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

また、本件においては、請求人に適正な収入申告を行わなかったという事実は認められるものの、処分庁は、請求人の主張するとおり平成 29 年 4 月に児童扶養手当の支給額が変更されたことを把握しており、自ら児童扶養手当の支給額を確認することが可能であったにも関わらず、約 2 年もの間、確認作業を怠った点に留意すべきものといえる。

(4) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、その裁量権を行使するにあたり、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となった保護費の使用の状況など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その手続きに違法な点があると認められ、本件処分は取消しを免れない。

3. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年8月11日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

